意 見 提 出 様 式

計	画	名	平成26年度北海道食品衛生監視指導計画(案)
氏	名(団体名)		一般社団法人 北海道消費者協会
住		所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
連	絡	先	電 話 番 号 011-221-4217

★ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
該 当 箇 所	* H T 18 7 0 TH H
項目・ページ等	意見及びその理由
	(1)全般的な意見
	当協会では、北海道で現在策定中の「北海道食の安全・安」
	心基本計画第3次(素案)」に対し、昨年12月に10項目の
	意見を提出した。
	「平成26年度北海道食品衛生監視指導計画(案)」は、「北
	海道食の安全・安心基本計画」と不可分な関係があることか
	ら、関連事項について意見を提出する。当該計画の策定に際
	し、十分考慮されるよう要請する。
	①「平成26年度北海道食品衛生監視指導計画」策定にあた
	っては、 パブリックコメントに止まらず各界各層の広範
	な意見を反映させるべきである。
	②アレルギー物質については、健康被害の未然防止の観点か
	ら、検査体制の一層の強化策等を盛り込むべきである。
	③TPPや食のグローバル化等により、食品添加物や残留農
	薬基準の規制緩和等、食の安全・安心を脅かす動きを視野
	に入れた、検査体制の一層の強化策等を盛り込むべきであ
	る。
	 ④原子力発電事故に伴う、「食の安全・安心の確保策」につ
	いては緊急性が高く、社会的影響も大きいので、食品検査
	体制の一層の強化策等を盛り込むべきである。
	⑤BSE検査基準の相次ぐ変更や全頭検査の廃止等により、
	と畜場等において、混乱のないよう適正な管理運営や食肉
	検査について、一層の強化策を盛り込むべきである。
	⑥新食品表示が、平成27年中にもスタートするが、「新表
	示制度」の普及啓発等について、盛り込むべきである。
P 1 6 第 5	(2)個別意見について
施設への立入検査	①施設の立入予定回数の増加について
	・重要管理施設や重点監視施設については、食品事故等が
	発生した場合、被害が大きいので立入回数について増や
	すべきである。
	7 · C (W) 0

P18 第6 食品等の検査

②食品等の検査実施検体数の増加について

- ・食品の「安全・安心」は、BSE等国際情勢に伴う規制 緩和や相次ぐ食品偽装表示や食品テロ事件等で大きく揺 らいでいる。食品事業者自らの、コンプライアンス等に よる信頼回復が第一だが、併せて道等による検査体制の 一層の強化策が不可欠と言える。
- ・そういう中で、今年度の食品等の検査実施計画検体数は、 6,200件と昨年に比べ、100件減少しており、特 に重要と思われる「放射性物質」、「残留農薬」、「輸入食 品」の検査については減少しており、道民の信頼を損ない かねない。効率的な検査体制を構築し、検査実施検体数 を増加すべきである。

【提出先・問い合わせ先】

○郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課(食品安全 グループ)

OFAX 011-232-1037